明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九三）　一

〔告　示〕
○道路に関する件（中部地方整備局一二四～一二六）　一
○道路に関する件（北海道開発局六八）　二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
税理士登録者関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　六

省令

○厚生労働省令第九十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十七条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十一中

新潟県	新潟

を

新潟	

に、

富山県　石川県	新潟

を

富山県　石川県　福井県　滋賀県　京都府　大阪府（関西空港検疫所の担当区域を除く。）　奈良県　和歌山県（名古屋検疫所の担当区域を除く。）	大阪

に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。